

令和8年（フ）第201号

- 三重県四日市市西日野町126番地1
債務者 下木場聡美
- 1 決定年月日時 令和8年8月26日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月26日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和8年（フ）第119号

- 滋賀県東近江市八日市浜野町8番18号
債務者 辰巳 清昭
- 1 決定年月日時 令和8年8月26日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月26日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和8年（フ）第143号

- 滋賀県近江八幡市鷹飼町北一丁目9番地7（501号）
債務者 下村 亜美
- 1 決定年月日時 令和8年8月26日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月26日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和8年（フ）第408号

- 兵庫県姫路市忍町3番地 ミストラル姫路駅前V902号
債務者 多田 祐一
- 1 決定年月日時 令和8年8月26日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和8年（フ）第433号

- 兵庫県加古川市平岡町新在家3丁目282番地の8 グリーンルミナス302号
債務者 長谷川慶子

- 1 決定年月日時 令和8年8月25日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和8年（フ）第474号

- 兵庫県姫路市菅生台135番地
債務者 大久保京美
- 1 決定年月日時 令和8年8月26日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和8年（フ）第234号

- 奈良市法蓮町56番地の3 サンコーボ桜町303号
債務者 岡田 賢治
- 1 決定年月日時 令和8年8月24日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月26日まで
奈良地方裁判所破産係

令和8年（フ）第206号

- 奈良県磯城郡田原本町大字保津11-10、住民票上の住所奈良県磯城郡田原本町大字佐味671番地の4
債務者 伴野 倫子
- 1 決定年月日時 令和8年8月25日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和8年（フ）第240号

- 和歌山市善明寺615番地3 ビレッジハウス鳴滝20号棟103号室、前住所和歌山市大垣内798番地1 ディオーネジエータ紀ノ川Ⅱ205
債務者 冬野 凜花

- 1 決定年月日時 令和8年8月25日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月26日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和8年（フ）第260号

- 和歌山市津秦138番地16
債務者 岡本 真琴
- 1 決定年月日時 令和8年8月25日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月26日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和8年（フ）第293号

- 和歌山県橋本市東家六丁目5番17号 LIFE東家103
債務者 島原 宏美
- 1 決定年月日時 令和8年8月25日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月26日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和8年（フ）第312号

- 和歌山県橋本市高野口町伏原385番地の3 メゾンアンジュ206
債務者 内間 千栄（旧姓永田）
- 1 決定年月日時 令和8年8月25日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月26日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和8年（フ）第314号

- 和歌山市秋月331番地1
債務者 丸谷 真也
- 1 決定年月日時 令和8年8月25日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月26日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和8年（フ）第327号

- 和歌山市市小路98番地1 コーポ池尾301
債務者 森井智佐子
- 1 決定年月日時 令和8年8月25日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月26日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和8年（フ）第328号

- 和歌山県岩出市岡田806番地の14
債務者 知念 桂子
- 1 決定年月日時 令和8年8月25日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月26日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和8年（フ）第507号

- 岡山県倉敷市児島下の町9丁目12番エ5-302号
債務者 服部 英樹
- 1 決定年月日時 令和8年8月25日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月26日まで
岡山地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第191号

- 広島県福山市沖野上町二丁目2番28-210号
債務者 大景なつ美
- 1 決定年月日時 令和8年8月26日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係